

Title	Martina Boese and Vince Marotta, eds., Critical reflections on migration, 'race' and multiculturalism : Australia in a global context
Sub Title	
Author	関根, 政美(Sekine, Masami)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2017
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.90, No.10 (2017. 10) ,p.133- 143
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20171028-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Martina Boese and Vince Marotta, eds.,

Critical Reflections on Migration, 'Race' and Multiculturalism: Australia in a Global Context

はじめに

今回の「紹介と批評」で取りあげる本書は、オーストラリアの多文化主義 (Australian Multiculturalism) は、今日でもオーストラリア連邦の社会統合政策ではあるが、一九七〇年代、八〇年代に導入された多文化主義や、移民・難民受け入れ政策は、九〇年代以降大きく変わってきており、新しい問題も生じているので、新しい問題点やその問題点に対応するための研究視点や研究方法も大きく変わらなくてはならない、という問題意識から編集されたものである。

編集者の Martina Boese 氏は、メルボルンのラトルーブ大学社会学部の講師で、オーストラリアの移民・難民政

策や移民・難民の移動性・定住行動・雇用問題など幅広く研究している人物である。Vince Marotta 氏は、メルボルンの隣にあるジローング市にある、デューキン大学デューキン・シテイズンシップ・グローバルゼーション研究所専任講師兼出版部コーディネーターを務めている人物で、Boese 氏同様にオーストラリアの移民・難民受入れ問題を研究するとともに、コスモポリタニズムの理論的研究を行っている。長年、オーストラリアの移民・難民問題や社会統合政策としての多文化主義について研究してきたわが身としては、大変興味深い内容なので、その紹介を中心として、多少の批評を加える形で本書を抜きたい。しかし、オーストラリアの移民・難民・社会統合の変化についてみることへの対応はできたが、研究視点や方法についての变化の議論を追いかけるのは正直苦勞したことを予めお断りしておく。目次は以下の通りである。

Introduction (Martina Boese)

Part I

Theories and methodologies in migration research

1. Understanding global migration and diversity: a case study of South Korea (Stephen Castles)

2. Multiculturalism and feminism: women and the burden of representation (Georgina Tsolidis)

3. New Australian way of knowing
'multiculturalism' in a period of rapid social change: when Ibn Khaldun engages Southern

Theory (Andrew Jakubowicz)

Part II

Migration, settlement and the state

4. Australia's new guest workers: opportunity or exploitation? (Jock Collins)

5. Theorising migrant work beyond economic multiculturalism and methodological nationalism (Martina Boese)

6. Producing knowledge about refugee settlement in Australia (Klaus Neumann and Sandra M. Gifford)

Part III

Race, racism and post-nationalism

7. (Not) doing race: 'casual racism', 'bystander antiracism' and 'ordinariness' in Australian racism studies (Alana Lenin)

8. "It's the end of the world as we know it and I

feel fine": considering a post-national world (Farida Fozdar)

9. 'Race' and the lived experiences of Australians of Sudanese background (Karen Farquharson, David Nolan and Timothy Marjoribanks)

Part IV

Cosmopolitanism and transnationalism

10. Australian migrant families and the transnationalisation of care (Loretta Baldassar)

11. Capitalism and cosmopolitanism: a very Australian juxtaposition (Val Colic-Peisker)

12. Public spaces in the context of the networked citizen and multicultural societies (Nikos Papastergiadis, Paul Carter, Scott McQuire and Audrey Yue)

Part V

Multiculturalism and constructions of cultural identity

13. Sociology of youth and migration research (Anita Harris)

14. Transnational otherness and the paradox of hybridity in Singapore and Australia: a critical

realist approach (Vince Marotta and Paula Muraca)

15. The 'career' of the migrant: time, space and the settling process (Greg Noble and Paul Tabar)

Index

本書の概要

各章ごとに紹介を進め、最後に一括して評価するという形式ではなく、本書を一読したところ浮かび上がった、移民・難民政策や多文化主義、それらに関連する諸変化と諸問題の概要を明らかにしながら、本書を紹介したい。

本書を読んでまず気になった変化の第一は、オーストラリア多文化主義に対する連邦政府の関心・関与が減退しているという点である。多文化主義への連邦政府の関与は、多文化主義が導入された一九八〇年前後では、多文化主義を導入した自由党・地方党保守連合政府も、七〇年代に人種差別禁止法を導入し「白豪主義」を終わらせた労働党政府も、超党派で支持を表明していたが、九〇年代以降では、自由党・国民党（旧地方党）連合の多文化主義への関与が大きく後退した。現在では、多文化主義は労働党の政策という印象が強くなった。それだけではなく、労働党におい

ても多文化主義への関与は減退し、かつての多様性への期待や賞賛ではなく、多様性から生じる社会不安や分裂への危惧が強くなり、「社会的結束 (social cohesion)」や「シティズンシップ教育 (citizenship education)」 「リベラル・ナショナリズム (liberal nationalism)」への傾斜が強くなり、米国での九・一一連続ハイジャック・テロ以後のオーストラリアでは、多文化主義の終焉さえ論じるものが出始めたほどであった。

それでは、その多文化主義は終わったのかというところではない。多文化主義はもともと保守連合政権によって導入されたため当初は「保守的な多文化主義 (conservative multiculturalism)」であり、人権重視の観点ではなく、移民には政治的に保守主義者が多いので伝統文化の保持を認めればオーストラリアへの帰属意識や忠誠を高めるだけでなく保守政権への支持を拡大できるうえに、大いに働いてくれるはずだという政治的かつ経済的な国益主義の観点が強かった。しかし、近年では新自由主義的な観点からの経済主義的多文化主義 (economic multiculturalism) へと移行し、移民各自の判断で文化・言語維持について決めさせる個人主義的な側面が強くなるだけでなく、経済的に役立つ移民中心に受け入れる国益・高度人材中心の選択的移民制

度に変わっている。そのため移民・難民文化の維持・発展は政府の責任ではなく、個人の責任で行うべきだという個人主義的な多文化主義になっている。たしかに連邦政府の関与は減退しているが、多文化主義は変容しながらも継続しているのである(第一部第三章 A. Jakubowicz、第二部第五章 M. Boese 論文参照)。

第二の点は、多文化主義への関与の減退に反比例して、ボートピープルへの対応が年々厳しくなっていることである。インドネシア方面から危険を冒して檻樓船に乗って海を渡ってくる人々に対して軍艦を動員して力づくで、インドネシア方面に追い返す、あるいは、国外に設置した収容施設に長期間収容し、劣悪な環境のもとで難民審査を行うだけでなく、審査そのものも厳しくしているのである。これは、オーストラリアへの不法入国は許さないためのみせしめである。さらにそれだけでなく、ボートピープルの捕獲者数や移送、ならびに、ボートピープルの収容状況に加えて難民申請の審査結果についても逐次公にしないという厳しい政府の対応に変化していったのである。第二次大戦後のヨーロッパからの大量庇護民の受け入れや、一九七〇年代半ばから八〇年代初頭にかけてのインドシナ半島からのボートピープルや難民を熱心にかつ大量に受け入れた伝

統を無視するような大きな変化である。これは、キーティング労働党政権(一九九〇～九六年)のボートピープルを国内僻地に設置した収容施設へ隔離して、審査を行う政策に端を発し、二〇〇一年八月の公海上でノルウェー船籍の「タンバ号」が救いだした四〇〇名以上のボートピープルを国外に追放するという動きにつながり、それは、ボートピープルの国内収容を停止し、ナウルやバプア・ニューギニアなどの国外の収容施設に収容する「パシフィック・ソリューション(the Pacific Solution)」の制度化につながり、さらに、ボートピープルがオーストラリア大陸に上陸したとしても、また、近海で救助されたとしても入国申請を認めないという、「移民申請不許可ゾーン(non immigration zone)」の設置・拡大につながったのである。

これらは、ハワード保守連合政権(一九九六～二〇〇七年)が行ったことだが、二〇〇七年に政権に返り咲いた労働党は一時的にパシフィック・ソリューションを停止したものの、停止した途端にボートピープルが急増したため、現在では類似的の政策が復活・継続している。人権問題の重視より、オーストラリアの国家安全保障問題が重視されるようになった結果でもある。このような移民・難民政策の「安全保障政策化(securitisation of immigration policy)」

は、近年の欧米におけるテロ事件の拡大と、移民・難民の排斥を唱えるポピュリズム政党の台頭と軌を一にするものだが、多文化主義への連邦政府の関与の継続は、移民・難民政策の安全保障化と引き換えにかろうじて約束されているという状況になったのである。こうした動きの結果、近年では難民に対する評価も同情に値しない厄介な人々といった否定的なものになりつつある。

ただし、たしかに連邦政府の多文化主義への関与は減退したものの、州政府や地方自治体の多文化主義への関与は旺盛である。それは、路上で餓死者でもれば大問題となるからであると同時に、非英語系移民住民が有権者のなかに占める割合が大きくなった現在では、多文化主義への関与を低めることは困難だからである（以上、第Ⅱ部第六章、K. Neumann and S. M. Gifford 論文参照）。

第三の点は、かつて永住移民の受け入れを国是としていたオーストラリアだったが、一九九〇年代半ばより短期滞在労働者（外国人労働者、temporary workers）の受け入れが実施され始め、国是の転換が起きたことである。具体的にいうと今日では、年間の受入れは七〇万人ほどとなり、永住移民者の受入れ数一五万〜二〇万人をはるかに凌駕するようになったのである。その短期滞在労働者とは本書では

以下の三者を指す。

ワーキング・ホリデー・ビザ保持者 (WHMs)

海外留学生 (international students: ISs)

短期滞在労働者ビザ (四五七ビザ) 保持者

それぞれ順に二五万、三〇万人、一〇万人、その他の短期滞在ビザ所有者を加えて約七五万人、そして永住ビザ移民入国者二〇万人を加えて九〇万人から一〇〇万人が入国していることになる（二〇一三〜一四会計年度）。

この背景には一九九〇年代から二〇〇〇年代まで続いた資源輸出ブームによる労働力不足があった。いずれにせよ、もはや永住移民国家オーストラリアというイメージは失われている。この動きについての議論のなかで、日本人の評者にとり異様に感じるのは、当然のようにワーキング・ホリデー・メイカー (WHMs) と海外からの留学生 (ISs) が、「労働力」として語られていることである。WHMsは若い人々が、滞在費を稼ぐために労働しつつ、海外を知るといふ社会的目的をもつ若者の自己開発プログラムとして、日本では宣伝されているが、オーストラリアでは、若者の将来のためというよりは、短期滞在「労働者」とみなされているのである。彼ら・彼女らは非熟練労働者の供給源なのである。実はここに問題が生じる源がある。つまり、当

事者たちが労働者というよりは、社会的経験拡大のための経験を積む機会とみているために、あるいは英語習得のための機会とみなしているために、自らが従事する労働の対価や労働条件について鈍感になるということである。

本書では、日本人ではなく、韓国人 WHMs の労働状況が紹介されるが、オーストラリア人雇用者や韓国系オーストラリア人経営者によって劣悪なる労働条件（最低賃金にも満たない賃金や不払い、違法な長時間労働やサービス残業）を強いられ・搾取されているにもかかわらず、英語を多少とも話せるようになったということでも十分満足している者が多いことが明らかにされる。これは海外からの留学生の場合も似たりよったりである。留学生は学費や生活費を稼ぐことを目的に週のうち一定時間働くことが許されているが、その労働で搾取されているのである。技能労働ビザ四五七保持者の場合は、前もって労働条件を定めた受け入れ企業との契約が、入国の条件となっていることから WHMs や ISs ほど問題はないが、四五七ビザが発給されるのは国内に仕事にふさわしい労働者を探してもいない場合だが、その規定もきちんと守られていないことが多いため、オーストラリア人の仕事が奪われている可能性があるという。この点に関して特徴的なことは WHMs や ISs は

どの搾取の対象になっていない四五七ビザ保持者であるとしても、短期滞在労働者たちは総体として永住国民および永住移民労働者に比べ低賃金労働者であることが多く、今日でも「分割労働市場論 (labour market segmented theory)」が十分適応できるということである。その結果、国民労働者、英語系移民労働者、非英語系移民労働者、英語系短期滞在労働者、非英語系短期滞在労働者という序列に従った労働市場の分断が起きているのである。

オーストラリアでは、オーストラリアを多文化主義の成功事例として楽天的に論じる政治家や評論家が多いが、本書では問題点がしつかり指摘されている。こうした問題は、多文化主義の経済主義への傾斜のお陰だが、オーストラリア全体の国益第一主義への動きに影響を受けたことによるものである。その結果、多文化主義への新自由主義経済主義と個人主義化の影響を防ぐために、北半球とは異なる観点からの多文化主義や移民政策を考慮する必要があるとの議論も生まれている（第Ⅱ部第四章 J. Collins、第五章 M. Boese 論文参照）。

第四の点も、多文化主義への連邦政府の関心・関与の減退に関わることだが、多文化主義への関心・関与の減退に反比例してオーストラリアの人種差別問題への関心が増大

していることである。このことは本書第Ⅲ部の三つの論文が扱うが、これは連邦政府の動きと軌を一にしている。人種差別といってもオーストラリアに白豪主義が生きているというわけではない。一九八〇年の多文化主義導入以前に人種差別禁止法が導入されて白豪主義は終焉を迎え、一九七八年以降の移民政策も非差別的になっている。ゆえに政府公認の「制度的差別 (institutional racism)」はなくなっているが、日常的なレベルでは差別や偏見は存在するということである (casual racism or everyday racism)。

多文化主義が導入されているのに、なぜ日常的な差別があるのかというと、多文化主義のもとで、すべての文化は平等に扱われる建前ではあるが、近年欧米でのムスリム系移民によるテロの脅威もあり、多文化性よりも市民的価値の強調が進み始めたこともあり、オーストラリアでも、やはり英国系白人国民の「リベラルな市民的価値 (liberal civic values)」が中心にあるべきだという気分が強くなり、そのため、リベラル・ナショナリズムが強くなり、その結果、リベラルな伝統を尊重しない移民コミュニティへの嫌がらせや差別が目立ち始めたのである (リベラルな差別)。^① この傾向は多文化主義を強調している時代でも、多文化主義そのものが自由・平等・民主主義、人権尊重を基

礎に生みだされたことを考えると当然なのかもしれない。

つまり、民主主義的価値を認めない文化は認められないのである。そして、オーストラリア白人のように「平等主義 (egalitarianism)」や「仲間主義 (mateship)」に基づく公平な振舞いを覚えれば誰でも良き市民になれるという主張も強まる。結果として日常的差別が増えるとともに、当然、日常的差別を批判する人々 (bystander antiracism) も増えるが、そうした人々も、差別する側も差別される側も普通 (orderliness) の白人オーストラリア人のように振舞えばよいと主張する傾向が強い。結局のところ、英語系白人国民とその価値観が「オーストラリア的価値 (Australian values)」として強調されることになる。連邦政府の多文化主義への関与が減ったこともあり、差別問題が浮上し、それに対する対応が必要だという主張 (研究) が増えたのである。とくに近年アフリカからの難民・移民が増加したこともあり、各移民・難民集団の違いを無視して、時にはキリスト教徒も含まれているのに、アフリカ系ムスリムと一括して批判・差別するという日常的差別も生じている。これに対しては、より徹底したオーストラリアの脱植民地化を進めるべきだとか、道徳的コスモポリタニズムの観点から移住規制を取り払いより自由な移動を認め

るべきだと、多文化主義社会の日常的差別の現実をより徹底的に洗い出す必要があるとの議論が強まっている（第三部第七章 A. Lenin、第八章 F. Fozdar、第九章、F. Farguharson, D. Nolan and T. Marjoribanks 論文参照）。

第五の点は、オーストラリアのコスモポリタニズムが増えたことである。コスモポリタニズムとナショナリズムは対比的に使われることが多い概念だが、ナショナリズムが自国内の文化の同質性と優越にこだわり（一文化主義）、異文化移民・難民に対して排他的に振舞うように国民を仕向けるがちなものだが、国家主義を超越し、異質な他者に対しても寛容で仲間扱いできるような開放性と平等主義を備えたものとして論じられるのがコスモポリタニズムである。

かつてオーストラリアでは多文化主義を重視する立場から、コスモポリタニズムの強調は控えられていた。近年ではオーストラリアは英国系白人により開拓され、その際に発達した国民的エトスともいえる平等主義と仲間意識と「公平」(fair go)・寛容性重視の精神がオーストラリアン・コスモポリタニズムを歴史的に形成してきたことを強調するとともに、それが多文化主義導入の引き金になるだ

けでなく、分裂的多文化主義の成立を防いできた」と論じられるようになってきた。今日では、コスモポリタニズムを支持する多くの研究者が、今まで論じてきた難民・ボートピープルへの厳しい政策的対応、短期滞在労働者の偏重、人種差別の持続をみて、オーストラリアン・コスモポリタニズムとトランスナショナリズムの拡大が必要な時に後退していると悲観的になっている。この背景には多文化社会オーストラリアにおける、ネオ・リベラルな経済・社会政策に基づく国益第一主義と、個人主義に基づく競争の過剰なまでの強調（多文化競争）による社会的連帯（多文化共生）の喪失が影響しているとの批判も強くなっている。多文化主義の後退とコスモポリタニズムの後退が同時に進んでいるのである。

また、コスモポリタニズムの観点から「国境を超えるケア」(transnational care)の拡大が必要だがオーストラリアではこの問題が軽視されているとも批判されている。これは、単身赴任の多い短期滞在労働者の増加とその移動性のさらなる拡大が進む今日では、軽視できない問題である。また家族を故国に残す単身の女性移民労働者の増加のなかで重視される必要が高まっている。都市再開発と芸術街区の設置に際しても社会の多様性を反映した、コスモポ

リタニズムに基づく多様性の受容と芸術を楽しむ側の一般国民の意見を反映した文化・芸術政策の民主化が必要な時代となっている。本書では、オーストラリアのメルボルンとシンガポールが対比されている（第IV部第一〇章、J. Baldassar、第一一章 V. Colic-Peisker、第一二章 N. Papastergiadis, P. Carter, S. McGuire and A. Yue、第一部第二章 G. Tsolidis、第三部第八章 F. Fozdar 論文参照）。第六の点は、移民・難民の文化・アイデンティティと帰属意識の多様化・ハイブリッド化と帰属意識の分化・多様化の問題である。従来、移民・難民は一度移住を決意して移住すると、移住先に永住し、移民・難民は、移動先国の文化・言語・アイデンティティを受容し、文化的には同化し変容していくと考えられたし、そうあるべきだとの観点から移民・難民の社会統合研究も行われてきた。同化主義の下では、故国の文化から新天地の文化への切り替えがうまくできないとか、中途半端になることにより社会的不適応を起し、社会的に周辺化されるものが増加した。同化主義のもとではこのようなハイブリッド化は文化変容・社会統合の失敗であるとして否定的にとらえられていた。それが一九七〇年代に同化主義から多文化主義に変化し文化的多様性を維持したまま移民・難民は統合されることに

なった。そのことにより、故国の文化から新天地の文化への切り替えの必要がなくなり、ハイブリッドな人々への評価も逆転し、ハイブリッド化が正常な状態であると考えられるようになったため、社会不適応者は減少した。

移民・難民系住民の文化やアイデンティティのハイブリッド化は、一九八〇年代以降は当たり前の現象となったし、本質主義的・純粋真正文化観から社会構築主義的・ハイブリッド文化観への認識の転換が起きたが、二〇〇〇年代になると、移民系若者住民（移民第二世代）によるホームグロウン・テロや暴力が増大したり、「イスラム国（IS）」兵士募集に応じる第二世代の若者が増大するのに比例して、ポピュリズム政党が国民の支持を集め始めると、欧米の新興移民国家は一斉にナショナリズムと社会的結束・市民的価値とシテイズンシップ教育を強化し始めた。ハイブリッドな文化・アイデンティティをもつ移民・難民系住民のアイデンティティと文化、そして受入れ国への帰属意識を強化してゆこうという動きが強くなっていく。

しかし、多文化主義のオーストラリアでは、ハイブリッド文化・アイデンティティをもつだけでなく、インターネットによるトランスナショナルなつながりを利用して国家や自己の所属するエスニック・コミュニティ以外に帰属

意識を帰着・発達させている移民・難民系若者住民が増加し（世界の若者文化ネットワークへの帰属はよいとしても、最悪のケースは「S」への帰属である）、古典的なナショナリズムに基づいて文化・アイデンティティ・帰属意識を管理・統制して、社会統合を進めようとする今日の動きは失敗する可能性が強い。文化のハイブリッド化とアイデンティティ・帰属意識の多様化・分化が今日の常態であることを十分意識し、古い方法的ナショナリズムの観点からの統合研究は早く卒業すべきだが、オーストラリアではその動きが少々鈍いようである。そしてこうした移民系国民の文化のハイブリッド化や帰属意識の多様化・分化を理解する研究方法は、従来のような移民・難民を一括して研究対象としたり、あるいはエスニック集団ごとにカテゴリー化したうえで一括して分析するマクロな研究から、個人ベースの日常生活レベルのミクロな研究への移行が重要である。しかし、こうしたハイブリッド化のなかでの古典的なナショナリズムの強調という「ハイブリッド化のパラドクス (the paradox of hybridity)」への動きは強まりつつあるのである（第五部第一三章 A. Harris、第四章 V. Marotta and P. Muraca、第五章 G. Noble and P. Tabar 論文参照）。

以上が、本書を読んで浮かび上がった最近の変化であるが、以上で取り扱わなかった第一部第一章の *Cassidy* の論文に触れておきたい。カースルズは『国際移民の時代（第四版）』（S・カースルズ/M・J・ミラー著、関根政美・薫訳、名古屋大学出版会、二〇一一年）の執筆者の一人だが、『国際移民の時代』では欧米中心の移民政策や社会統合政策が論じられていた。近年では開発途上国でも多文化主義が導入されるケースがあり、最近、韓国、メキシコ、トルコ、そしてオーストラリアの移民政策と社会統合政策の比較研究を開始したようで、本書ではそのなかから韓国の事例を論じている。その際に、新自由主義経済主義がどのように韓国の移民政策と社会統合政策（＝多文化主義）に影響しているかに注目している。結論的には、オーストラリアの多文化主義に比べると未熟だが、今後の展開は十分考えられるので、オーストラリアの多文化主義の今後を考えるうえで有益な示唆を与えるだろうとする。この議論は、本書の他の章（第V部第一四章 V. Marotta and P. Muraca 論文）で、オーストラリアやカナダの多文化主義はヨーロッパ的文化伝統の上に築かれたものだから、アジアへの多文化主義の移植と成熟は困難だろうという議論が強いことが紹介されているが、そのような議論への批

判であると位置づけられる。

批評

本書の概要は、以上の通りである。それぞれの動向をまとめる際に評者自身の補足的な考察を含んでいるので、多少不正確な概要紹介であるが、オーストラリアの最近の移民・難民政策と社会統合政策の変化と、それらの変化に対応して変わらなければならない研究方法について紹介する本書を読んで納得したことは多い。そして、本書で扱われたことはオーストラリアの現象ではあるが、欧米先進諸国でも、移民・難民政策の厳格化、社会統合政策にみられる多文化主義からの撤退、つまり多文化主義から「間文化主義 (interculturalism)」への動きに加え、社会的結束強化、シティズンシップ教育の強化が進められているが、他方で、移民・難民の文化のハイブリッド化、アイデンティティと帰属意識の多様化・分化にもかかわらず古いナショナリズムを強制するという動きがみられるのであり、本書は多くの国際社会学者にとっても重要な文献であることは間違いない。

しかし、本書の各所にて、オーストラリアの研究者の変化への対応が遅れているようだという感想がみられ、たし

かにいくつかの問題については評者も遅れているとの感想をもったが、この比較はあまり公正とはいえない。世界の国際社会学者の最先端の研究とオーストラリア研究者の標準的な研究を比較すれば遅れているという結論になりやすいが、たまたま比較した最先端を行く研究者の出身国の国際社会学者の平均的な研究を世界の最先端を行く研究と比較すれば、本書と似たような評価になるだろう。その点を考えると執筆者たちの評価は厳しいのではないかと感じられた。評者としてはオーストラリアの研究者は海外の研究をしっかりと参照し、十分対応していると評価したい。なお、編集者は序論で学際的研究の充実を主張しているが、本書の執筆者の半分は社会学者であり、残りの半分は文化人類学者である。他はメディア研究者、カルチュラル・スタディーズや歴史学の研究者であり、本書を学際的といえるのか気になった。

(Oxon and New York: Routledge, 2017, total 277 pages

including Index)

関根 政美